平成２７年（フ）第８２８号
広島市東区上大須賀町14番16―502号
破産者　ＭＡＢＵＨＡＹこと西廣エリカこと　ＮＩＳＨＩＨＩＲＯ　ＭＡＲＩＡ　ＢＯＮＩＴＡ　ＦＥＲＩＡ
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４７５号
福岡県春日市須玖北３丁目104番地　アーバン須玖301号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市上白水７丁目157番地　ホルトハイムＪＲ博多南504号
破産者　福島　拓治
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８８号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目５番16号　レオネクストかよいちょう　108号
破産者　原口　朱実（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３４号
福岡県古賀市花見東７丁目14番１―602号
破産者　玉井　伸二
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３５号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲833番地１の１、住民票上の住所熊本県荒尾市増永1169番地２
破産者　東田　　淳
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７号
福岡市城南区宝台団地19番404号
破産者　黒木　一実
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３６号
福岡市博多区博多駅東３丁目１番６号
破産者　志方　芳郎
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３号
福岡市南区曰佐４丁目10番34―601号
破産者　落合　貴士
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３号
福岡県大野城市南ケ丘４丁目３番23号　サザンクロス201号
破産者　吉田　　亮
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４号
福岡市東区奈多１丁目12番60―405号
破産者　吉崎　　勲
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第２７６号
千葉県佐倉市上志津1696番地１　オクトス112
破産者　鉄矢　秀樹
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５号
福岡県柳川市大和町栄917番地　ルネス21―201号室
破産者　長澤　栄一
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
北海道留萌市東雲町１丁目30番地
破産者　株式会社ダイマル
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５３号
秋田県北秋田市米内沢字薬師下43番地
破産者　株式会社細田組
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６９号
山形市七日町４丁目１番３号
破産者　株式会社魚幸
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２０号
相模原市南区相南１丁目２番45号
破産者　株式会社キノシタホーム
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８号
富山県高岡市伏木本町21―26　富山合同臥浦宿舎26号室、住民票上の住所石川県白山市八ツ矢町603番地３
破産者　米本　能之
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４４６号
名古屋市北区辻町１丁目54番地
破産者　株式会社長谷川工業所
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９４９号
大阪市中央区玉造２丁目９番３号
破産者　池新フオーム株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部